

平成30年度

登米市病院事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第19号

平成30年度登米市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度登米市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	療養病床	病床合計
	345床	30床	375床
(2) 延べ患者数	入院	外来	
	105,545人	257,636人	
(3) 一日平均患者数	入院	外来	
	289人	1,056人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	7,366,778	千円
第1項 医業収益	6,575,667	千円
第2項 医業外収益	791,111	千円
	支	出
第1款 病院事業費用	7,903,179	千円
第1項 医業費用	7,569,429	千円
第2項 医業外費用	209,696	千円
第3項 特別損失	114,054	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,800千円は過年度の投資返還に伴う前受金で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	2,559,901	千円
第1項 出資金	362,993	千円
第2項 企業債	1,995,500	千円
第7項 他会計負担金	201,408	千円
	支	出
第1款 資本的支出	2,589,701	千円
第1項 建設改良費	2,186,908	千円
第3項 投資	39,800	千円
第4項 償還金	362,993	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
診療材料管理業務委託（米谷、豊里）	平成31年度から 平成32年度まで	19,389 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
米谷病院建設 事業	千円 1,785,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は低 利に借換えることが できる。
医療機器等整 備事業	125,000			
医療情報シス テム導入事業	14,100			
訪問看護ステ ーション整備 事業	34,600			
財務会計シス テム更新事業	35,900			
合 計	1,995,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,938,049千円

(2) 交 際 費 900千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,093,830千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医療機器	X線透視診断装置システム	2台
	医療機器	コンピュータ断層撮影装置	1台

平成30年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣